

令和8年3月6日

学校再編で住民合意を実現する小諸市民の会

※※ ※※ 様  
※※ ※※ 様

小 諸 市 長 小 泉 俊 博  
(公印省略)  
小 諸 市 教 育 長 山 下 千 鶴 子  
(公印省略)

義務教育学校への転換に至る判断過程と手続きについての公開質問状に対する回答

令和8年2月24日付けの「義務教育学校への転換に至る判断過程と手続きについての公開質問状」について、下記のとおり回答いたします。

質問1. 小中一貫教育推進基本方針の位置づけについて

小中一貫教育推進基本方針は、既存の学校再編計画を変更・修正する上位計画として位置付けられているのでしょうか。

- ・上位計画である場合、そのように整理した文書の有無と文書名
- ・上位計画ではない場合、学校再編計画との関係整理をどのように行ったのかについてお答えください。

回答 1 小諸市小中一貫教育推進基本方針は、小諸市学校再編計画の上位計画に位置付けられるものではなく、小諸市学校再編計画第 4 章（図 1）の

- 1 教育について中の「令和 10 年度の開校を待つことなく、子どもたちの資質・能力を育てるために小諸市全体で小中一貫教育を推進し取り組む。」
- 2 芦原中学校区の再編について中の「芦原中学校区の統合小学校は、令和 10 年度の開校を目指し芦原中学校敷地に併設する。」
- 3 小諸東中学校区の再編について中の「小諸東中学校区の再編については、芦原中学校区の再編後に実施する。」

の内容を補完するために、より具体的な事項を示したものとなります。

（図 1：小諸市学校再編計画第 4 章抜粋）

**1. 学校再編計画**

平成 28 年からの議論を踏まえ、小諸市の学校再編は次のとおり進めていく。

**1 教育について**

- ・令和 10 年度の開校を待つことなく、子どもたちの資質・能力を育てるために小諸市全体で小中一貫教育を推進し取り組む。その中で教育課題となっている「不登校の増加」「学力のばらつき」の改善に向けても対応していく。
- ・学園制、義務教育学校の導入に向け検討を進める。
- ・子どもの育ちを考慮し、6-3 制だけでなく 4-3-2 制、5-4 制の導入等についても検討する。
- ・学校の地域拠点機能について検討する。

※学園制 既存の小中学校及び中学校の基本的な枠組みは維持し、9 年間の教育目標を踏まえ 9 年間の各教科を関連した教育課程を編成・実施する学校。併設校を一律的にマニフェストする課程や学区間の教育課程を統一する見直しを進める。

※義務教育学校 一人の成長の下での教育機会確保の一貫した教育課程を編成・実施する 9 年制の学校で教育を行う施設。

**2 芦原中学校区の再編について**

- ・芦原中学校区の統合小学校は、令和 10 年度の開校を目指し芦原中学校敷地に併設する。
- ・検討事項については開校までに解決に向けて段階的に取り組んでいく。

なお、この間、特に多かった意見、検討事項については以下に記載する。

● 通学区、通学距離	● プール、駐車場など施設	● 既存小学校の文化の融合
● 通学方法、スクールバスの運営	● 交通渋滞の緩和	● PTA 活動
● 見守り隊活動	● 給食の運営	● 地域活動
● 放課後の居場所づくり	● 防犯・セキュリティ	● 再編に関わる情報の発信

**3 小諸東中学校区の再編について**

- ・小諸東中学校区の再編については、芦原中学校区の再編後に実施する。
- ただし、その間は児童生徒数の推移等については継続的な把握に努め、再編のための準備を進める。
- ・児童生徒の学校生活に支障が出ないように、大規模改修、必要な維持補修工事の継続実施をする。

質問2. 義務教育学校への転換は計画変更に当たるのか

当初の学校再編計画における「小中併設」から「施設一体型義務教育学校」への転換は、学校再編計画の内容的な変更にあたるとの認識はありますか。

- ・変更にあたると思う場合、その変更手続きをどのように整理したのか
- ・変更にあたらぬと思う場合、その理由をお示しください。

回答2 小諸市学校再編計画第4章(図1)の

- 1 教育について中で、「学園制・義務教育学校の導入に向け検討を進める」。
- 2 芦原中学校区の再編について中で、「芦原中学校区の統合小学校は、令和10年度の開校を目指し芦原中学校敷地に併設する。」

と明記しています。

小中一貫教育を推進するための学校形態として、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育の9年間の学校教育目標を設定する義務教育学校と、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みを残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定する小中一貫型の小・中学校があります。

義務教育学校、小中一貫型小・中学校のいずれにおいても、施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった施設形態にかかわらず設置は可能であり、いずれも9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施することには違いはありませんので、決定プロセスにおいて何らかの方針転換を行ったものではなく、小諸市学校再編計画の内容的な変更にあたらぬと考えております。

小諸市小中一貫教育ビジョンに掲げる「対話と協働の学び」を小諸市全体で推進するためには、9年間この学び方を貫くと同時に、全教科領域でこの学び方を取り入れていく必要があります。しかし、小中別々の学校では、校種の違いによる優先事項の不一致や置かれている立場の違いにより、この推進がスムーズにいかない可能性があります。そこで、一人の校長の学校運営方針とリーダーシップにより、学校が一丸となって進めることで、小中の垣根を越え、ビジョンのスムーズな具現が期待できることから、施設一体型の義務教育学校を市内全域で目指すことが必要との結論に達しました。

質問3. 総合教育会議の権限と判断範囲について

総合教育会議は、教育政策の大綱的方向性を協議・調整する場と理解していますが、

- ・既存の学校再編計画を変更し、
- ・個別学校の設置形態（義務教育学校とすること）を決定する権限を有すると整理されているのでしょうか。

その権限解釈を示す文書があれば、併せてお示しください。

回答3 総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4の規定により、地方公共団体の長が、次の事項について協議・調整を行うために設けることとされている会議です。

- 1 大綱の策定に関する協議
- 2 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- 3 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整

令和6年9月には、上記2の事項にあたる、小諸市小中一貫教育推進基本方針（案）について、同年12月には、上記1の事項にあたる、小諸市教委大綱（案）について、協議・調整を行っております。いずれも、小中一貫教育や義務教育学校に関する内容を含む重要な会議であり、その際の議事録も市ホームページにて公表しております。

なお、義務教育学校の設置については、学校教育法施行規則に基づき、教育委員会の権限であり、総合教育会議で協議・調整された事項は、教育委員会が意思決定する際の重要な判断材料となります。

質問 4. 住民参加・説明プロセスについて（自治基本条例との関係）

小諸市の最上位条例である小諸市自治基本条例第 25 条では、

「市の執行機関は、市政に係る重要な施策を実施しようとするときは、事前にその案を公表し、市民が意見を述べる機会を設ける」

と規定され、また同第 2 項では、

「提出された意見については、採否の結果及びその理由を公表する」

ことが義務づけられています。

学校再編及び義務教育学校への転換は、市政に係る重要な施策に該当すると考えますが、

- ・案の事前公表
- ・市民への説明及び理由の公表
- ・意見の採否及び理由の公表

が行われていません。

この点について、

- ・本件が同条例第 25 条の対象となるか否かの認識
- ・対象とならないと判断した場合、その法的・制度的根拠
- ・条例の趣旨との整合性をどのように整理したのか

について、文書に基づいてお示しください。

回答 4 学校再編の取組全般については、小諸市自治基本条例第 25 条で規定する「市政に係る重要な施策」であると認識しています。こうした認識のもと、小諸市市民参加手続きガイドライン等に沿って、これまで長期にわたり、「小諸市学校教育審議会」や「小諸市学校再編検討懇話会」など、外部有識者や関係団体の代表者等を含む協議体を設置し、慎重に議論を進めてまいりました。また、それらの協議の結果等により、一定の方向性をお示しする際には、その都度、説明会やパブリックコメント等も実施してきたところです。

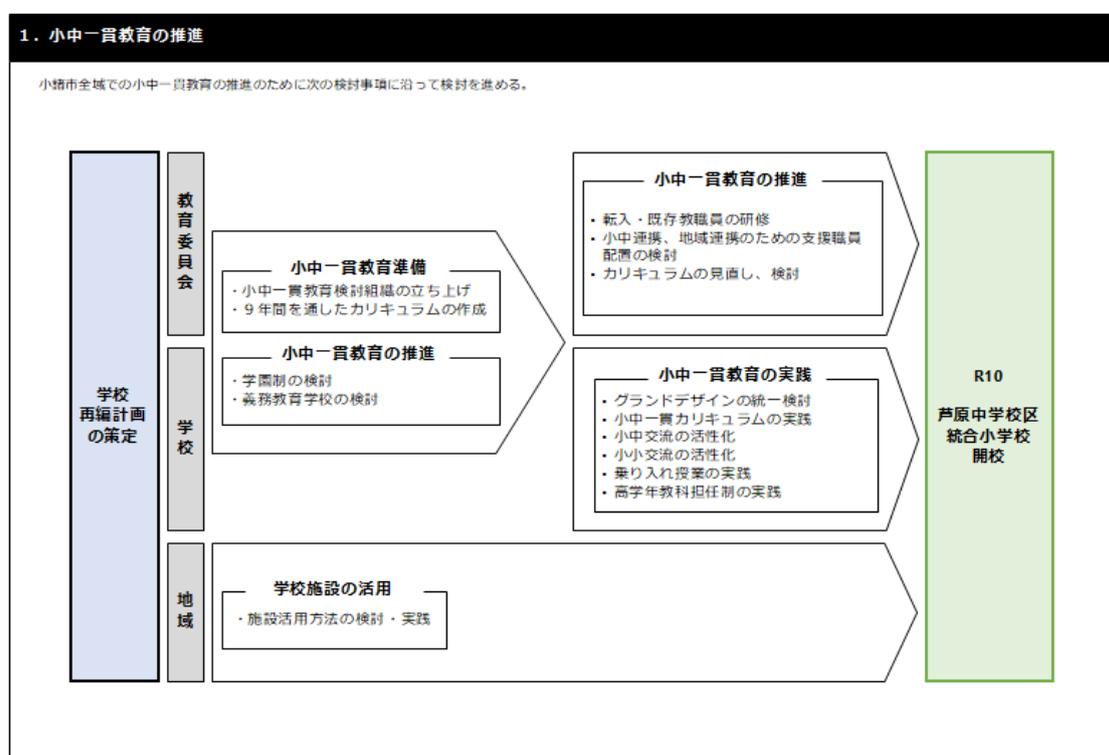
令和 5 年 7 月策定の「小諸市学校再編計画」は、令和 4 年 9 月から令和 5 年 3 月にかけて進められた「小諸市学校再編計画検討懇話会」での協議結果を受け、現地見学会や市民説明会、パブリックコメント等を経て策定したものです。

同計画の第 4 章（図 1）では「小諸市全体で小中一貫教育を推進すること」「学園制、義務教育学校の導入に向け検討を進めること」「芦原中学校区の統合小学校は芦原中学校敷地に併設すること」を明記し、第 7 章（図 2）では「教育委員会と学校で義務教育学校の検討を進める」と定めております。

その後、これらに基づき、教育委員会と学校を代表する校長会が中心となって検討した結果、芦原新校については義務教育学校とすることを決定いたしました。ご質問にある「義務教育学校への転換」につきましては、先述のとおり、決定プロセスにおいて何らかの方針転換を行ったものではありません。

また、この決定は「小諸市小中一貫教育推進基本方針」としてまとめたうえで、市民説明会や広報こもろ等を通じて広く周知を図っております。

(図2：小諸市学校再編計画第7章抜粋)



29

質問5. 今後の再発防止について

今回のように、学校再編計画において学校種の転換を含む質的な変更が生じる場合

- ・案の段階での情報提供
- ・市民への説明及び意見聴取
- ・意見の採否及び理由の公表

を行うことを基本とする考えはありますか。

ある場合はその考え方を、ない場合はその理由をお示しください。

回答5 今後の小諸東中学校区の学校再編にあたっては、児童生徒数が多いことから、芦原中学校区とは異なる課題があり、より複雑な検討が必要になると認識しています。

そのため、外部有識者や関係組織の代表者、住民代表者等で構成される審議会等の諮問機関を設置し、専門的かつ多角的な視点から調査審議を行っていただく予定です。また、審議会等における議事録や検討資料等についても、市民への情報提供を行ったうえで、審議の結果や市民からのご意見を十分に踏まえた計画としていく予定です。